十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十七号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。

十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号ロの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　イの表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額
二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号ロの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額
三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四　活動火山対策に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 A×0.8＋B×0.8＋C×0.5 算式の符号 A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）

十三　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第七十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第二条第一項第一号の表第六十九号」とあるのは「第三条第一項第一号イの表第八号」と読み替えるものとする。

十四　被災児童生徒就学支援等事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第八十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号ロの表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　イの表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額
二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等について、第三条第一項第一号ロの表第二号に規定する算定方法に準じて算定した額 二　前条第一項第一号の表第二号二に規定する算定方法に準じて算定した額
三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害等について、第三条第一項第一号ロの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四　活動火山対策に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額とする。 算式 A×0.8＋B×0.8＋C×0.5 算式の符号 A　国の補助金を受けて施行する活動火山対策事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額を控除した額（当該事業に要する経費に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金を含む。）